

山梨県公報

第二百一十一号

令和三年

八月二日

月 曜 日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
上野原市西原字牛替六七六五番四地先から 上野原市西原字牛替六七六八番一地先まで	一五・七	二三・七	三三・四
	一〇九・一	五六・五	

山梨県告示第二百一十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

告示

山梨県告示第二百一十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年七月二十一日新府土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百一十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月二日

山梨県告示第二百一十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字小俣川三番 一地先から 大月市七保町瀬戸字小俣川四番 一地先まで	八二・一	令和三年八 月二日

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字宮原一〇一七番六地先から大月市七保町瀬戸字宮原九五五番三地先まで	二二・一	令和三年八月二日

山梨県告示第二百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年七月二十一日
- 指定道路の位置 上野原市上野原字ミドウノ下四百九十八番六
- 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 指定道路の延長 二一・〇メートル

公 告

令和三年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、令和三年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 試験日時 令和三年十一月十九日（金）午後一時十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

- 1 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
- 2 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格 次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。）において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書等の提出先

- 受験願書等は、住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所）（甲府市にあつては、甲府市福祉保健部保健衛生室医務感染症課）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。
- 六 受験願書の受付期間 令和三年十月四日（月）から同月八日（金）までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
 - 七 提出書類

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類

- 4 写真（出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦九センチメートルかつ横五・五センチメートル（名刺型）のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
- 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 八 受験手数料 九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 九 合格者の発表 令和三年十二月十日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。
- 十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―九〇三三
甲府市福祉保健部保健衛生室 医務感染症課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―二四―二一六一八〇

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和三年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり	令和三年九月七日	午前十時半から午後三時まで	富士吉田市 民会館	富士吉田市	一般社団法人 山梨県計量協会
	令和三年九月八日	同	同	同	同
	令和三年九月九日	同	同	同	同
	令和三年九月十日	同	同	同	同
	令和三年九月十三日	午前十時から午後三時まで	夢わく山梨	山梨市（旧三富村及び旧牧丘町を除く。）	同
	令和三年九月十四日	同	同	同	同
	令和三年九月十六日	同	同	同	同

皮革面積計	令和三年十月二十三日から令和四年三月三十一日まで (山梨県の休	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則第三	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検査所
	令和三年十月二十三日から令和四年三月三十一日まで の間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所(令和三年十月二十二日までに検査を受けなかった場合に限り。)	同	同
	令和三年九月七日から令和四年三月三十一日まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限り。)	同	同
	令和三年十月二十二日	同	梨北農業協同組合 東支店	同	同
	令和三年九月七日から令和四年三月三十一日まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限り。)	同	同

● 換地処分の実施
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(双葉北部地区第一・二工区)の換地処分を令和三年七月十三日実施した。
 令和三年八月二日
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業 上野原南部地区)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
 令和三年八月二日
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月三十一日まで
 三 縦覧場所 上野原市役所
 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年九月十五日まで
 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年二月二日まで

● 落札者の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関

日を定める条例に定める県の休日を除く。	十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。
---------------------	--------------------------

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 普通科教育用コンピュータ設備
 - (二) 数量 三式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年七月十三日
- 四 落札者
 - (一) 名称 リコージャパン株式会社
 - (二) 住所 東京都大田区中馬込二丁目三番六号
- 五 落札金額 四千百十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年六月三日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 立型マシニングセンタ
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和四年三月三十一日
 - 4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百十一号）に定める競争入札の参加資格（「機械・鋼材」又は「工作機械」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和三年八月十七日（火）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和三年八月二十五日（水）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。
- 4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

四 入札手続等

1 共通入札説明書及び個別入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトにダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年九月十四日(火)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第一百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二項の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Vertical machining center (1 set)

2 Date and time for tender: 1:30PM September 14, 2021

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年八月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 万能試験機

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和四年一月三十一日

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな

いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百一十一号）に定める競争入札の参加資格（「計量・測量器械」、「機械・鋼材」又は「工作機械」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和三年八月十七日（火）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和三年八月二十五日（水）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

四 入札手続等

1 共通入札説明書及び個別入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年九月十四日（火）午後二時三十分
 (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。
 (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 (一) 言語 日本語
 (二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二項の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured:
Universal testing machine (1 set)
- 2 Date and time for tender: 2:30PM September 14, 2021
- 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501
Japan TEL 055-223-1395